

回答はお済みですか？
令和7年国勢調査にご協力ください

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでいるすべての人および世帯を対象として、国勢調査を全国一斉に実施しています。まだ、回答がお済みでない人は、10月8日(水)までに回答をお願いいたします。

インターネットでの回答が簡単・便利なのでご活用ください。お手元のスマートフォン、タブレット端末で調査員から配布されたログイン用二次元コードを読み取り、時間・場所を選ばず手軽に回答できます。また、回答内容は総務省統計局に直接送信されます。

なお、調査票を郵送で提出することもできます。

詳しくは、国勢調査コンタクトセンター（☎0570-02-5901、11月7日までの午前9時～午後9時、土・日・祝日も可）または、行政管理課（☎47-8241）へ。

「大垣市都市計画マスタープラン」
「パブリック・コメント」を実施します

市内に在住・在勤・在学する人を対象に、策定を進めている「大垣市都市計画マスタープラン」に対する「パブリック・コメント」を実施します。皆さんの声を反映する機会ですので、ぜひご意見をお寄せください。

▶目的／都市づくりの基本理念や土地利用、都市施設（道路、公園、下水道など）の整備に関する基本方針を明らかにし、都市計画の総合的な指針を示す

▶募集期間／10月1～30日(必着)

▶素案・意見書／都市計画課、市政情報コーナー（市役所3階）、各地域事務所、各市民サービスセンター、各地区センターなどに備え付け（市HPからダウンロード可）

▶提出方法／①意見書に住所・氏名・連絡先などを記入して、郵送またはファクスで提出
②市HPの「パブリック・コメント」から提出

▶備考／いただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方は市HPで公表します（提出者の個人情報は公表しません）

▶提出先・問合せ／都市計画課（〒503-8601 丸の内2-29、FAX81-4869、☎47-8694）へ

定額減税補足給付金(不足額給付)
手続きがお済みでない場合は、10/31までに申請を
対象者へは支給確認書を郵送済みです

国の経済対策に基づき、令和6年度に実施した調整給付金（当初給付分）において、支給額に不足が生じた人などに対して支給する定額減税補足給付金(不足額給付)の申請受付は10月31日までです。

対象者で手続きがお済みでない場合は、申請をお願いします。

なお、本給付金の受給は、1人1回のみです。すでに受給または、申請した人は、手続きの必要はありません。

詳しくは、市HPをご覧ください。不足額給付金コールセンター（☎47-6945）へ。税額についてのお問い合わせは、課税課市民税グループ（☎47-8179）へ。

※いずれも平日の午前8時30分～午後5時15分



市HP

対象者	①調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、調整給付金（当初給付分）支給額との間で差額が生じた人 ②本人および扶養親族などとして定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった人など ※納税義務者の合計所得金額が1,805万円を超える人は対象外
手続方法	市から届いた支給確認書の記載内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で10月31日(金)までに返送(当日消印有効) ※電子申請可

スポーツの日(10/13)
ごみ収集のお知らせ



問合せ クリーンセンター（☎89-4124）

収集日	もえるごみ	もえないごみ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
10/13 (月・祝)	収集します (月・木の区域)	収集を休みます この日が収集日の区域は、 10/16(木)に収集します	

市土地開発公社 保有地の売却

市土地開発公社は、次の保有地を公募抽選で売却します。

詳しくは、同公社で配布の「保有地売却のしおり」(同公社HPからダウンロード可)をご覧ください。

▶申込／10月1～17日の平日の午前8時30分～午後5時15分に直接、同公社（市役所5階）へ

▶問合せ／同公社（☎47-8649）へ



同公社HP

番号	所在地番	地目	面積(㎡)	価格(円)
95	大島町2丁目150番2	田	1,508.93	21,420,000

—10月1日は「浄化槽の日」—
浄化槽は正しく管理しましょう！

3つの義務を守りましょう！

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、浄化槽法に定められた、次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

＜法定検査＞

すべての浄化槽において毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査（11条検査）が必要です。また、浄化槽の新設・入れ替えをした場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査（7条検査）が必要です。

＜保守点検＞

浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。

＜清掃＞

浄化機能を損なわないためには、年1回(全ぱっ気方式の浄化槽は年2回)の清掃が必要です。

※3つの義務を履行した際に紙の「維持管理記録票」が発行されますが、メールでの記録票の受け取りを希望する場合は、上の二次元コードからチラシをご確認のうえ、手続してください。



チラシ

ご利用ください！一括契約

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。なお、この契約をすれば、次の2つの制度が無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。

＜岐阜県浄化槽生涯機能保証制度＞

浄化槽機能の修理を、岐阜県浄化槽連合会が保証する制度です。

＜みず再生施設認定制度＞

合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを、岐阜県環境管理技術センターが認定する制度です。

浄化槽を使わなくなった時には

建物の取り壊しや下水道への切り替えなどで、浄化槽を撤去する前に、浄化槽の最終清掃が必要です。

また、浄化槽の廃止には「浄化槽使用廃止届出書」、休止には「浄化槽使用休止届出書」の提出が必要です。

【問合せ】環境政策課（☎47-8638）へ